

茶業振興対策事業の概要 (H28. 4. 1～一部改正)

事業名	事業目的	事業内容及び規模	事業実施基準等				補助率	
			補助事業者	事業実施主体	受益者	受益面積		
茶業振興対策事業	優良茶園振興事業	生産効率の高い集団茶園の造成、優良品種の新植及び生産力の低い茶園から生育おう盛な優良茶園への改植により、均質な生葉生産による良質茶の生産と茶園管理の省力化を図る。また、植栽した茶樹の健全な生育を図るため、土壌の排水等総合的な土壌改良、土壌病害虫対策による、茶園生産力の向上と、高収益、高能率茶業経営を推進する。	茶園造成、優良品種の新植、改植及び土壌改良  造成・新植・改植・土壌改良面積 1集団 <u>30a</u> 以上	市町村	農協又は農業者の組織する団体	3戸以上	1筆当たり 3a以上	4/10以内
	茶園環境改善事業	省力で効率的な防霜施設や雪害回避施設、被覆棚整備により均質で高品質な茶生産を行い、茶業経営の安定を図る。 また、施肥は茶の品質を大きく左右する作業であるが、省力かつ効率的な施肥施設を導入することにより、施肥の適正化を図る。	(1) 防霜施設整備 防霜ファン スプリンクラー  (2) 施肥施設整備 点滴施肥システム (覆い下園及び未成木の露天茶園を対象) (3) 被覆棚施設整備 (4) 雪害回避施設設備 トンネルまたは類する効果を持つシステム (豪雪地帯茶園に限る)	市町村	農協又は農業者の組織する団体	3戸以上 (ただし防霜施設整備の1団地は2人以上)	(1) 1集団おおむね1ha以上2ha未満とし1団地おおむね30a以上 (2)、(3) 1集団おおむね30a以上 (4) 1集団おおむね1ha以上  (3) 自然仕立ての手摘み栽培技術を継承する場合、3戸以上または15a以上、一筆あたり3a以上 (その他実施基準あり)	4/10以内  ただし、(3)は10a当たりの補助金額40万円を上限とする。
	共同製茶等省力化推進事業	製茶労働力不足や製茶経費の引き下げを図るため、近代的な省力製茶機械を装備したもみ茶又はてん茶の共同製茶工場の設置を図る。 また、製茶技術の向上を図るため、茶主産地市町村に小型機械によるもみ茶の製茶技術研修工場を設置する。 また、茶園管理機械施設の導入・設置による、摘採や茶園管理の省力化を推進する。	(1) もみ茶共同製茶工場 (2) てん茶共同製茶工場 (3) もみ茶技術研修工場  (4) 自走式茶園管理機 (5) 軌道式茶園管理機械施設 (6) 乗用式茶園管理機械 (7) 格納庫 (施設機械の導入時のみ対象)	市町村	農協又は農業者の組織する団体	3戸以上	共同工場は、 おおむね3ha以上  (1、2) 自然仕立ての手摘み栽培技術を継承する場合3戸以上または1.5ha以上 (その他実施基準あり)	4/10以内